

(写)

令和5年1月31日

国土交通省  
鉄道局長 上原 淳 様

静岡県中央新幹線対策本部長  
静岡県副知事 森 貴志

山梨県側から県境付近に向けて実施する高速長尺先進ボーリング  
計画に関するJR東海への指導の要請

本県では、県中央新幹線地質構造・水資源専門部会（以下「専門部会」という。）において、JR東海との対話を真摯に進めています。

ところが1月25日に開催した専門部会において、JR東海は、山梨県側から県境に向けて実施する高速長尺先進ボーリング（以下「ボーリング」という。）に、2月上旬から着手するとの説明がありました。本県は「県境付近で静岡県の水が流出する可能性」「県境に破碎帯が連続している可能性」への懸念について、繰り返し説明してきたところであり、本県の水資源に影響があるかないか判明しないまま、ボーリングに着手することは、問題だと考えています。

これらの懸念を払拭するためには、本県の水資源に影響のある範囲を科学的に定めることにより、影響がないと考えられる範囲を明らかにすることが重要であると考えています。ついては、別添のとおり意見書を、本日、JR東海に発出しましたので、速やかに対応することをJR東海に強く指導するよう要請いたします。

今後も、JR東海との対話に真摯に取り組んでまいりますので、国土交通省の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

別 添

令和5年1月31日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役副社長 宇野 護 様

静岡県中央新幹線対策本部長  
静岡県副知事 森 貴志

山梨県側から県境付近に向けて実施する高速長尺先進ボーリング  
計画について

本県はこれまでも専門部会等において「高速長尺先進ボーリング（以下、「ボーリング」という。）によって、県境付近で静岡県の水が流出する可能性」「県境に破碎帯が連続している可能性」への懸念について、繰り返し説明してきたところです。本県の水資源に影響のある範囲を科学的に定めることにより、影響がないと考えられる範囲を明らかにすることが重要である、と本県は考えています。影響があるかないか判明しないまま、ボーリングを開始することは、問題だと考えています。

令和5年1月25日に開催した、第11回静岡県地質構造・水資源専門部会において、貴社から、山梨県内から県境付近に向けて実施するボーリングについて、「山梨県内のボーリングは準備、施工、調査は進めていきたいと思っています。止めないという意味です。県境に近い区間（県境より100mを目安）では、地質の変化や湧水量の変化に注意しながら、慎重に削孔する。山梨県側へ流出する湧水と同量の水を静岡県側に戻す方法が実施可能となった場合には、県境を越えてボーリング調査を進める」との説明がありました。

一方、本県からは「静岡県内の水に影響がないことを確認する仕組みを作り、合意した後に削孔に着手していただきたい」と意見しましたが、会議における貴社の回答は「報告の仕方を早急に決めさせていただいて、その上で進める」というものでした。

これまで、貴社は県境付近の断層帯について、「さらに山梨側へ破碎質な地質が連続している可能性は否定できない」と説明しています。仮に、その断層帯が山梨県にまで及んでいた場合、貴社のボーリング計画のままでは、ボーリングが断層帯に近接して水圧差で静岡県側から山梨県側へ地下水が流出する、またはボーリングが断層帯に到達してしまい、静岡県の地下水が山梨県側に大量に流出してしまうといったことを懸念しています。

貴社は、これまで、ボーリングについて「強引に進めるつもりはない」「これからしっかりと対話をさせていただきたい」などと説明しています。これを踏まえた上で、下記について、対応するよう要請いたします。

## 記

- 1 貴社の説明では、慎重な削孔を開始する地点として県境より 100m を目安としていますが、その根拠が示されていません。本県の地下水が流出するおそれが低いと考えられる区間を科学的根拠に基づき設定し、示すこと。

その区間設定が妥当であると、本県において確認できれば、その区間を削孔することは、問題ないと考えます。

また、この区間において、貴社が報告するとしている、日々のボーリング先端位置及び代表的な地質の状況と孔口湧水量以外についても、貴社が調査で把握した情報（周辺地下水位や南アルプストンネル先進坑の湧水量を含む）を報告すること。

- 2 上記 1 で設定した区間の西端から県境までの区間については、その区間に達するまでに、リスク管理の観点と静岡県が山梨県側に流出してしまう懸念に関して、速やかに以下の項目について対話し、本県と合意すること。

- ・ボーリングの管理項目と管理値
- ・管理値を超えた場合の対応（静岡県側のモニタリングを含む）
- ・結果報告の項目、方法、頻度
- ・山梨県側への流出する水の全量の戻し方（流出量測定方法などの具体的な方策を含む）

第 9 回専門部会において、貴社は水圧差により水が山梨側に引っ張られる現象について、「あると思います」、また、高速長尺先進ボーリングが県境付近まで来たときに、断層帯に当たった際の対応について検討を求められたことについて、「検討しております」と説明しています。

また、第 11 回専門部会において、貴社は、山梨県内のボーリングについても「例えば断層が非常に乱れているとか、地質が非常に乱れているとか水がたくさん出ているような場合はですね、そこはあまり無理をせずに、一旦そこで止まるということも考えております。」と説明しています。

これらのことから、仮に上記 2 について合意できない場合は、削孔を止めること。